

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区 分		事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		有 ・ 無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者		有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）		有 ・ 無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの		有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの		有 ・ 無

（記載上の注意事項）

- 「ロ」の「その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、医療法施行令第5条の15の3に掲げる法律及び同第5条の5の7に掲げる法律である。
- ①の「ニ」及び③の証明に当たっては、以下の者による表明・確約書（別添5又は6）を添付すること。
 - ・ 当該一般社団法人の社員
 - ・ 当該一般社団法人の理事及び監事